

令和4年度

市税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納期限

今年度の納期限は次のとおりです。税目ごとの納期限をお間違いのないようにお確かめください。

	市県民税 (普通徴収)	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税 (普通徴収)	後期高齢者医療 保険料 (普通徴収)	介護保険料 (普通徴収)
4月						
5月		1期 5/31	1期 5/31			
6月	1期 6/30			1期 6/30		1期 6/30
7月		2期 8/1		2期 8/1	1期 8/1	2期 8/1
8月	2期 8/31			3期 8/31	2期 8/31	3期 8/31
9月				4期 9/30	3期 9/30	4期 9/30
10月	3期 10/31			5期 10/31	4期 10/31	5期 10/31
11月				6期 11/30	5期 11/30	6期 11/30
12月		3期 12/28		7期 12/28	6期 12/28	7期 12/28
1月	4期 1/31			8期 1/31	7期 1/31	8期 1/31
2月		4期 2/28		9期 2/28	8期 2/28	9期 2/28
3月				10期 3/31	9期 3/31	10期 3/31

～・～・～市税等の納付には、手続きが簡単で便利な口座振替をご利用ください。～・～・～

◎口座振替についての詳細は

市税務課市民税係 ☎31-0608 / 市保険課保険係 ☎31-0212 / 市保険課保健・年金係 ☎31-0215 / 市高齢者福祉課介護給付係 ☎31-0682

◎納付に関するご相談は

市税務課収納対策室 ☎31-0611 / 市保険課保険係 ☎31-0212 / 市保険課保健・年金係 ☎31-0215 / 市高齢者福祉課介護給付係 ☎31-0682

ますだ暮らし定着支援事業助成金申請受付中！

安定したますだ暮らしの実現、益田市への定着を図ることを目的として、益田市内の事業所等に新規就業するUIターン者、新規学卒者に対して助成金を交付します。

◆対象者

UIターン者

○益田市外に3年以上居住した後、益田市に転入し、転入後1年以内に益田市内の事業所等に新規就業した方（自営業、農林水産業含む）



新規学卒者

○学校等を卒業し、卒業した日から1年以内に益田市内の事業所等に新規就業した方（自営業、農林水産業含む）

UIターン者・新規学卒者共通

○益田市に住民登録をしている ○継続して5年以上、益田市に居住する意思がある

○就業先の事業所等に、継続して1年以上勤務する意思がある

○わくわく益田生活実現支援事業移住支援金の交付を受けていない

○過去に、UIターン者応援事業補助金、UIターン者定住奨励金、新卒者就労奨励金の交付を受けていない

○暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者でない

○児童生徒・学生でない ○益田市税の滞納がない ○益田市職員でない など

◆助成額 …… 基本額：30,000円

若者加算（39歳以下）：10,000円

企業就職加算（UIターン者サポート宣言企業に就職）：10,000円

◆申請期限 …… 就業した日から6カ月以内

※申請に必要な書類等、詳しくは連携のまちづくり推進課に問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】 市連携のまちづくり推進課 ☎ 31-0173